

公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則

平成21年4月1日

規程第37号

改正 平成25年 3月 規程第29号

平成27年 6月 規程第23号

平成29年 3月 規程第 3号

平成29年 4月 規程第11号

令和 2年 3月 規程第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「正職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第9号に掲げる職員（別に定めるものを除く。以下「臨時職員」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(臨時職員の区分及び定義)

第2条 臨時職員は、日額臨時職員、時給臨時職員、日日雇用臨時職員及び月額臨時職員に区分し、それぞれの定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 日額臨時職員 1週間当たりの勤務時間が正職員（正職員就業規則の適用を受ける事務職員をいう。以下同じ。）と同じ者で、一定期間継続して雇用され、かつ、賃金が日額で定められるもの
- (2) 時給臨時職員 1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲内で雇用される者で、かつ、賃金が時間給で定められるもの
- (3) 日日雇用臨時職員 1日の勤務時間が7時間45分として日日雇用される人夫、作業員等で、かつ、賃金が日額で定められるもの
- (4) 月額臨時職員 1週間当たりの勤務時間が正職員と同じ者で、一定期間継続して雇用され、かつ、賃金が月額で定められるもの

(臨時職員の採用)

第3条 臨時職員の採用については、正職員就業規則第2章（第8条から第11条までを除く。）の規定を準用する。

(雇用の期間)

第4条 臨時職員（日日雇用臨時職員を除く。）の雇用期間は、3年以内とする。ただし、正職員就業規則第62条第1項各号に掲げる事由に該当する場合は、雇用期間の途中であっても解雇することができる。

2 日日雇用臨時職員の雇用期間は、1日とする。

(給与)

第5条 臨時職員の給与の額は、青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年青森市条例第8号以下「青森市会計年度任用職員条例」という。）第4条第3項の規定に基づいて定められる青森市のパートタイム会計年度任用職員の基本

報酬に準じて、理事長が定める。

- 2 前項の給与（以下「賃金」という。）の計算期間（以下「賃金期間」という。）は月の1日から月の末日（以下「締切日」という。）までとし、一賃金期間につき、月額臨時職員にあってはその者に定められた賃金月額的全額を、日額臨時職員及び日日雇用臨時職員にあっては勤務した日数にその者に定められた賃金日額を乗じて得た額的全額を、時給臨時職員にあっては勤務した時間数にその者に定められた時給額を乗じて得た額的全額を、締切日の属する月の翌月の21日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。
- 3 月の中途において雇用期間が満了し、又は退職した場合は、前項の規定にかかわらず、理事長が定める日に賃金を支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた臨時職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの賃金に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増賃金として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間が7時間45分である場合
 - イ 正規の勤務時間が割り振られた日における時間外勤務 100分の125
 - ロ イに掲げる日以外における時間外勤務 100分の135
 - (2) 正規の勤務時間が7時間45分未満である場合
 - イ 正規の勤務時間が割り振られた日における時間外勤務のうち、正規の勤務時間と時間外勤務との合計時間数が7時間45分以下である勤務 100分の100
 - ロ 正規の勤務時間が割り振られた日における時間外勤務のうち、正規の勤務時間と時間外勤務との合計時間数が7時間45分を超える勤務 当該7時間45分以下の部分について100分の100及び当該7時間45分を超える部分について100分の125
 - ハ イ又はロに掲げる日以外の日における時間外勤務 100分の135
- 5 前項の1時間当たりの賃金は、次の各号に掲げる臨時職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 日額臨時職員及び日日雇用臨時職員 その者に定められた賃金日額を7.75で除して得た額
 - (2) 時給臨時職員 その者に定められた時給額
 - (3) 月額臨時職員 その者に定められた賃金月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから公立大学法人青森公立大学職員給与規程第20条に規定する別に定める時間を定める細則（平成21年規程第68号）で定める時間を減じたもので除して得た額

6 臨時職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、前項各号の1時間当たりの賃金を減額する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第7条又は第8条に規定する休暇が与えられた場合
- (2) その他特に理事長が必要と認めた場合

7 臨時職員が次の各号のいずれにも該当するときは、通勤手当を支給する。

- (1) 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）第14条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 雇用期間が1月以上で、かつ、賃金期間が15日以上であるとき。
- (3) 1週間の勤務日が5日以上であるとき又は勤務時間が正職員就業規則の適用を受ける職員の4分の3以上であるとき。

8 前項の通勤手当は、正職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

9 臨時職員に対し、青森市会計年度任用職員条例第5条の規定に基づいて定められる青森市のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準に準じて、理事長が定めた額を期末手当として支給する。

（勤務時間）

第6条 臨時職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次に掲げるとおりとする。

ただし、これにより難い事情があるときは、雇用の都度理事長が定めるものとする。

- (1) 始業の時刻 午前9時15分
- (2) 終業の時刻 午後5時
- (3) 休憩時間 正午から午後0時45分まで

2 法人は、業務上の必要がある場合には、前項の時刻を変更することがある。

（年次有給休暇）

第7条 臨時職員の年次有給休暇の1年当たりの日数は、正職員就業規則第37条の規定を準用する。この場合において、準用する正職員就業規則第37条第2項の表において「在職期間（採用月）」とあるのは「1年度における雇用期間」とする。

2 前項の規定にかかわらず、1週間の勤務時間が30時間未満の臨時職員の年次有給休暇の1年当たりの日数は、その者に定められた勤務時間又は勤務日数等及び雇用の日から起算した継続勤務期間の区分に応じ、次の表の定めるところによる。

1週間の勤務時間数		30時間未満			
1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
年次有給休暇の日数 継続勤務期間に 応じた	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日

	5 年 6 月	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年 6 月以上	15 日	11 日	7 日	3 日

- 3 前2項に定めるもののほか、臨時職員の年次有給休暇については、正職員就業規則第38条から第39条まで並びに第42条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、準用する正職員就業規則第38条第2項において「8時間」とあるのは「7時間」とする。

(特別休暇)

第8条 法人は、次の各号に掲げる場合には、臨時職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 臨時職員が選挙権でその他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
- (2) 臨時職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、臨時職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
 - イ 臨時職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - ロ 臨時職員及び当該臨時職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (4) 臨時職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、臨時職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 臨時職員の親族（正職員就業規則別表に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、臨時職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 同表の定める期間
- (7) 臨時職員が結婚する場合の結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等 連続する7日（休日を除く。）の範囲内の期間（結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過するまでの間の取得に限る。）

- 2 法人は、次の各号に掲げる場合には、臨時職員に当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の臨時職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (2) 女子の臨時職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで

の期間（産後6週間を経過した女子の臨時職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- (3) 生後1年に達しない子（民法（明治29年法律第164号）第817条の2第1項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によって里親となることを希望している者及びその他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下同じ。）を育てる臨時職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の臨時職員にあつては、その子の当該臨時職員以外の親が当該臨時職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (4) 妊娠中の女子臨時職員が通勤に利用する公共交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の就業時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (5) 妊産婦である臨時職員が受ける母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、それぞれ1回について1日の正規の就業時間の範囲内で必要と認められる期間
- (6) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年（第7号において同じ。）において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上する場合は10日）の範囲内で1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを1日に換算する場合は、7時間をもって1日とする）
- (7) 女子の臨時職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (8) 臨時職員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (9) 臨時職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。） 1年度において10

日の範囲内の期間

- (10) 臨時職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄又は末梢血幹細胞私欲のため末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (11) 公立大学法人青森公立大学職員の介護休業等に関する規程第2条第1項に規定する要介護状態のもの（以下「この項にいて要介護者」という。）の介護、通院等の付添い及び介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、7時間をもって1日とする。）

（服務）

第9条 臨時職員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、正職員就業規則第3章の規定を準用する。

（退職）

第10条 臨時職員が雇用期間の途中で退職する場合は、法人に退職願を提出し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、臨時職員の就業については、正職員就業規則（第18条から第24条まで、第36条、第40条、第41条、第42条第2項及び第4項、第43条、第4章第5節、第5章、第55条から第60条まで、第64条並びに第66条を除く。）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、青森公立大学臨時職員任用取扱要綱（平成18年4月1日実施）に基づき青森地域広域事務組合に任用されていた臨時職員（以下「引継臨時職員」という。）が同要綱第8条の規定により使用することができる年次有給休暇で、同条第3項の規定により次の1年間に繰り越すことができるとされているものについては、施行日以後の臨時職員の年次有給休暇の日数に加えるものとする。
- 3 引継臨時職員に係る第7条第1項の適用については、施行日前に青森地域広域事務組合に任用されていた期間を同項の継続勤務期間に通算する。
- 4 施行日前に行った臨時職員の非違行為は、施行日以後に臨時職員として行ったもの

とみなし、当該行為に係る処分についてこの規則の規定を適用する。

附 則（平成 2 5 年規程第 2 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において雇用している臨時職員の施行日以降の雇用の有無については、施行日以前の勤務成績を基に選考され、選考された場合は、次の雇用期間に分類する。
 - （1）雇用期間は 3 年とする。
 - （2）雇用期間は 3 年とする。ただし、1 回の再契約が可能であり、雇用期間は通算で最大 5 年とすることができる。
 - （3）雇用期間は 3 年とする。ただし、再契約が可能であり、再契約した場合の雇用期間は、1 年ずつとする。また、当該契約期間の初日から通算して、6 年到達した時に本人の申し出により無期雇用への転換ができる。
- 3 施行日の前日において、年齢が 6 0 歳に到達している臨時職員、もしくは 6 0 歳を超えてから雇用され、施行日の前日において、年齢が 6 5 歳に到達している臨時職員については、平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで雇用することができる。

附 則（平成 2 5 年規程第 2 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において雇用している臨時職員の施行日以降の雇用の有無については、施行日以前の勤務成績を基に選考され、選考された場合は、次の雇用期間に分類する。

附 則（平成 2 7 年規程第 2 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日までに改正前の公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則の規定によりなされた手続き等は、この規則の相当の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 9 年規程第 3 号）

（施行期日）

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成２９年規程第１１号）

（施行期日等）

この規則は、平成２９年４月２５日から施行し、改正後の公立大学法人青森公立大学
臨時職員就業規則の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（令和２年規程第２０号）

（施行期日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。